

【通年雇用・季節雇用・障害者雇用】
令和5年度採用
栗原市会計年度任用職員募集要項

受付期間	令和4年11月1日（火）～11月18日（金）【必着】
------	----------------------------

1 募集職種及び勤務条件等について

(共通事項)

項目	内容
募集職種	別表をご覧ください。 ※障害者雇用に申し込みされる方で、勤務条件等のご希望がある場合、事前に問い合わせ先へご相談ください。
勤務場所	
勤務時間	
募集人数	
休日	土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から翌年1月3日までの日 ※上記は標準的なものとなります。職種や配属先によって、週の勤務日数等が異なりますので、休日等も変わってきます。
年齢要件	ありません。
報酬月額 (給料月額)	月額は、別表の報酬額を基本とし、採用の日に引き続き本市職員（会計年度任用職員）として在職期間がある場合、職歴に応じて報酬額を決定します。 ※報酬月額等の他に、勤務の実績に応じて時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当（一定の条件あり）が支給されます。 ※人事院勧告に伴う給与改定や最低賃金の改定により、給与額が変わる場合があります。
費用弁償 (通勤手当)	自宅から勤務地まで片道2 km以上で自家用車等を利用される方に、通勤距離に応じて支給されます。
社会保険等	雇用期間や勤務時間数に応じて、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険が適用されます。
休暇等	雇用期間や勤務時間数に応じて、年次有給休暇があります。 病気休暇、夏季・結婚・出産・忌引等の特別休暇や介護休暇、育児休業等があります。
服 務	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の各規定が適用されます。
そ の 他	・勤務条件等は今後変更される場合があります。 ・通年雇用及び障害者雇用に申し込みをされる方は、季節雇用及び随時雇用に申し込みをすることはできません。（季節雇用に申し込みをされる方は、随時雇用との併願が可能です。）

(障害者雇用のみ該当する事項)

項目	内容
受験資格	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は地域障害者職業センターによって知的障害者であると判定されたことがわかる証明書等の交付を受けている方

2 任用期間について

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※職種により任用期間が異なりますので、詳しくは別表をご覧ください。

3 再度任用について

勤務実績等に応じて翌年度に再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）

4 申込方法について

「栗原市会計年度任用職員採用試験申込書」に必要事項を記入し、所定の箇所に写真を貼付のうえ、各担当課まで持参又は郵送で申し込みしてください。

郵送の場合は、令和4年11月18日（金）までに申込先に届いたものに限り受け付けます。

（※消印有効ではありません。）

また、郵送の場合は必ず84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長3号封筒）を同封の上申し込みください。

郵送で採用試験申込書を提出した方へは、同封いただいた返信用封筒により受験番号が記載された採用試験申込書の写し（本人控え）を郵送しますが、令和4年12月2日（金）までに届かない場合は、問い合わせ先に連絡してください。

(1)受付期間 令和4年11月1日（火）から令和4年11月18日（金）【必着】
平日の午前8時30分から午後5時15分までです。
※閉庁日（土曜日・日曜日及び祝日）は受け付けいたしません。

(2)申込先 ※別表に記載した申込先

(3)提出書類等 ①採用試験申込書 1部（所定の採用試験申込書を使用すること）
※希望職種が免許・資格等を要する職種の場合には、必ず、その職種に必要な免許証・資格証等の写しを添付してください。
②障害者雇用に応募される方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し、又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は地域障害者職業センターによって知的障害者であると判定されたことがわかる証明書等の写し（氏名、障害名、身体障害者障害程度等級表による級別部分等）

※提出書類は受付後、返却しません。

5 試験について

(1)試験方法 面接試験及び書類選考

(2)試験日及び場所 令和4年12月上旬から下旬頃
※詳細は個別に文書で通知しますが、令和4年12月2日（火）までに文書が届かない場合は、問い合わせ先に連絡してください。

6 試験の結果について

面接後、受験者全員に合否を文書で通知します。

7 欠格条項について

地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する方は、受験できません。

※地方公務員法抜粋

(欠格条項)
第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

8 問い合わせ先

ご不明な点については、下記までお問い合わせください。

栗原市総務部人事課 TEL0228-22-1159